平成２２年（フ）第６４８号
埼玉県ふじみ野市松山１丁目３番地３　宮寺ハイツ201号、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目１番５号アステール上福岡　409号
債務者　森田　　稔
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６５８号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1384番地152
債務者　山崎　千鶴
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３２９号
埼玉県深谷市瀬山562番地４
債務者　田嶋　優樹
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３３９号
埼玉県児玉郡美里町大字南十条528番地
債務者　山口　晴美
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３４３号
埼玉県行田市大字若小玉2652番地１
債務者　横江　将来
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６９号
埼玉県熊谷市新堀1228番地２　籠原八平前団地１号棟１―20号
債務者　長谷川規矩子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７１号
埼玉県東松山市松本町２丁目１番32号　須田アパート11号
債務者　横田　明久
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５１号
千葉県銚子市唐子町21番地の９　唐子コーポＡ－５
債務者　谷川　春男
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０号
千葉県山武郡大網白里町経田278番地２
債務者　佐久間靖夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１号
千葉県東金市松之郷3607番地27
債務者　松本　史枝
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５５６号
神奈川県平塚市東中原１丁目14番36号　冠テラス101号
債務者　古川るみ子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５９２号
神奈川県中郡大磯町東町３丁目15番18号
債務者　瀬谷　和子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１０号
神奈川県小田原市中新田335番地
債務者　細川　眞功
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１６号
神奈川県厚木市温水995番地６
債務者　川井まゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１９号
神奈川県平塚市横内443番地
債務者　小松　美義
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２３号
神奈川県厚木市水引１丁目17番17号　水引88―202
債務者　赤松　剛浩
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３３号
神奈川県足柄上郡開成町延沢83番地１　藤与第２ビル205
債務者　山内　正人（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部